

契約事務取扱細則を次のように定める。

平成16年12月27日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北 原 保 雄

契約事務取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、会計規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第1号）に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する必要な事項を定め、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(契約担当職員)

第2条 会計規程第15条第2項に規定された契約事務を行う職員を契約担当職員という。

(一般競争に参加させることができない者)

第3条 機構が行う契約につき、会計規程第16条第1項に規定する一般競争に付そうとするときは、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第4条 一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を締結しないとき又は契約を履行しないとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させな

いことができる。

(一般競争参加者の資格)

第5条 一般競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造、販売及び役務の提供等並びに物品の買受けの競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ機構における一般競争参加者の資格を有する者とする。

2 前項の一般競争参加者の資格に係る等級の格付け(前項の公示により定まる契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付けをいう。)により一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができるものとする。

(一般競争入札の公告)

第6条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

第7条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 一般競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) その他必要と認められる事項

(入札の無効)

第8条 契約担当職員は、第6条の公告において一般競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金)

第9条 一般競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約希望金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債、地方債、政府保証債その他文部科学大臣の指定する有価証券
- (2) 確実と認められる金融機関等に対する定期預金債権
- (3) その他理事長が確実と認める担保

3 入札保証金は落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、

落札者の納付に係るものは契約書の取り交わし後に返還するものとする。

4 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができるものとする。

5 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約書の取り交わしをしないときは機構に帰属するものとする。

(入札保証金の免除)

第10条 次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 第5条第1項又は第2項に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格の作成等)

第11条 一般競争入札に付そうとする事項の価格は当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定しなければならない。

2 前項に規定する予定価格を記載した書面は封書にし、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。

3 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第2項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引による譲渡収入の国庫納付に係る不要財産及び同法第48条に規定する不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを入札の方法により一般競争入札に付して売り払うときは、前項の規定にかかわらず、予定価格を会計規程第16条第1項の規定による公告の際にあわせて公告することができる。

(予定価格の決定方法)

第12条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第13条 公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に係りのない職員を立ち会わせなければならない。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

(複数の入札者の落札決定)

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者とししないことができる契約)

第16条 会計規程第18条第2項に規定する別に定める契約は、次の各号のいずれかに該当する場合で、予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

(1) 相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

(2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

2 前項の場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査し、その結果履行されないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

(総合評価落札)

第17条 会計規程第18条第3項に規定する別に定める落札方式は、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、機構にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。

(指名競争に付することができる場合)

第18条 会計規程第16条第1項ただし書に規定する指名競争に付することができる場合とは、次のとおりとする。

(1) 契約の性質又は目的により競争に参加する者が少数で一般競争に付する必要性がない場合

(2) 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなる場合

(3) 特殊な構造の建築物等の工事又は製造若しくは特殊な品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難である場合

(4) 契約上の義務違反により、機構の業務に著しく支障をきたすおそれがある場合

(5) 機構の業務運営上、理事長が必要であると認める場合

(6) 予定価格が800万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

(7) 予定価格が500万円を超えない財産を買い入れるとき。

(8) 予定賃借料の年額又は総額が300万円を超えない物件を借り入れるとき。

(9) 予定価格が200万円を超えない財産を売り払うとき。

(10) 予定賃貸料の年額又は総額が100万円を超えない物件を貸し付けるとき。

(11) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が350万円を超えないものをするとき。

2 随意契約にすることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第19条 指名競争に参加する者の資格については、第5条の規定を準用する。

(指名基準)

第20条 競争に参加する者を指名する基準を次の各号により定めて行うものとする。

- (1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行が確実になされると認められる者であること。
- (2) 指名競争に付する契約の性質又は目的により、当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- (3) 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- (4) 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により、当該工事等に原材料、労務等を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。
- (5) 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(競争参加者の指名)

第21条 指名競争に付そうとするときは、第20条の基準により、競争に参加する者なるべく10人以上指名しなければならない。

- 2 指名競争に付そうとするときは、第7条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。
- 3 指名競争に付そうとするときは、第8条の規定に準じて、その指名する者に書面をもって通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第22条 第3条、第4条及び第9条から第17条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

(随意契約によることができる場合)

第23条 会計規程第16条第1項ただし書に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
- (2) 緊急の必要により競争に付することができない場合
- (3) 競争に付することが不利と認められる場合
- (4) 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせる場合
- (5) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れる場合
- (6) 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借入れる場合
- (7) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払う場合
- (8) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付ける場合
- (9) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えない場合

- (10) 運送又は保管をさせる場合
- (11) 外国で契約をする場合
- (12) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
- (13) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき
- (14) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
- (15) 落札者が契約を結ばない場合

2 前項第14号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第15号に規定する随意契約においては、その落札金額の範囲内であること及び履行期限を除くほか、競争に付するとき定めた条件を変更することができない。
(見積書の徴取)

第24条 随意契約によろうとする場合は、見積書を徴さなければならない。

2 前項のうち予定価格が100万円以上の場合においては、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(随意契約による予定価格)

第24条の2 随意契約によろうとする場合は、あらかじめ第11条第1項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次に掲げる随意契約については、書面による予定価格の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格（料金）が定められていることその他特別な事由があることにより、特定の取引価格（料金）によらなければ契約することが不可能又は困難であると認められるものに係る随意契約
- (2) 予定価格が第23条第1項第1号から第5号及び第10号から第13号に規定する場合においては100万円を、同項第6号から第9号に規定する場合においては当該各号で定める額を、それぞれ超えない随意契約で、書面による予定価格の作成を省略しても支障がないと認められるとき。

(政府調達)

第25条 政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定（以下「改正協定」という。）を実施するために必要な事務の取扱いは別に定める。

(契約書の記載事項)

第26条 会計規程第19条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担

- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第27条 会計規程第19条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第5条又は第19条の規定における資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が250万円（外国で契約するときは350万円）を超えない契約を締結する場合
 - (2) 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品等を引き取る場合
 - (3) せり売りに付する場合
 - (4) 第1号に規定するもの以外の随意契約について、理事長が契約書を作成する必要がないと認めた場合
- 2 前項の規定において、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第28条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする保証契約を締結したときその他その必要がないと認められる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の契約保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもってこれに代えることができる。
- (1) 国債、地方債、政府保証債その他文部科学大臣の指定する有価証券
 - (2) 確実と認められる金融機関等に対する定期預金債権
 - (3) その他理事長が確実と認める担保
- 3 契約保証金は、契約履行後にこれを納付した者に返還するものとする。
- 4 契約保証金は、これを納付した者が契約上の義務を履行しない場合において、機構に帰属するものとする。

(監督の方法)

第29条 会計規程第20条第1項に規定する監督の方法は、理事長に監督を命ぜられた者（以下「監督職員」という。）が、自ら立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。ただし、やむを得ない理由により監督を行うことが困難又は適当でない場合においては、監督職員は他の職員に監督を行わせることができる。

(検査の方法)

第30条 会計規程第20条第2項に規定する検査の方法は、理事長に検査を命ぜられた者（以下「検査職員」という。）が、自ら契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない理由により検査を行うことが困難又は適当でない場合においては、検査職員は他の職員に検査を行わせることが

できる。

（検査調書の作成）

第31条 検査職員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものについては検査調書を省略することができる。

2 前項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

（監督及び検査の委託）

第32条 特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により機構の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる場合においては、機構の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

2 前項において監督又は検査を委託した場合は、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

（落札者及び随意契約に係る公表）

第 33 条 会計規程第 16 条第 1 項の規定により締結された契約のうち落札による契約及び随意契約のうち予定価格が当該契約の種類に応じて第 23 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号又は第 9 号の金額を超えるもの（改正協定に該当するものを除く。）について、契約を締結した日の翌日から起算して 72 日以内（各年度の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約をとりまとめて公表する場合については、93 日以内）に次に掲げる事項を機構のホームページへの掲載により公表しなければならない。

- (1) 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約者の氏名及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 契約に係る契約金額（単価契約にあつては、年間支払（見込）額）
- (6) 随意契約による場合にはその理由
- (7) その他必要な事項

2 前項のホームページへの掲載による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して 1 年が経過する日までとする。

（契約に係る期間）

第34条 理事長は、継続して行う売買、貸借、請負その他の契約について、経済性を総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案して複数年の契約を行うことができる。

附 則

この細則は、平成16年12月27日から施行し、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年細則第1号）

この細則は、平成19年2月13日から施行する。ただし、第23条第1項第7号、第8号及び第9号の規定については平成19年4月1日の前日までの間は「50万円を超えない」、「30万円を超えない」及び「100万円を超えない」をそれぞれ「250万円未満の」と読み替えるものとする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年細則第10号）

（施行期日）

この細則は、平成19年11月13日から施行する。ただし、第5条第1項については平成19年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年細則第6号）

（施行期日）

この細則は、平成20年5月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年細則第9号）

（施行期日）

1 この細則は、平成20年9月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 この細則による改正後の第4条第1項の規定は、一般競争に参加しようとする者がこの細則の適用の日（以下「適用日」という。）以後の事実により同項各号のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、適用日前の事実によりこの細則による改正前の第4条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者については、なお従前の例による。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年細則第10号）

（施行期日）

この細則は、平成20年10月6日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年細則第1号）

（施行期日）

この細則は、平成21年1月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年細則第16号）

この細則は、平成21年11月9日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年細則第10号）

この細則は、平成22年10月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年細則第11号）

この細則は、平成23年8月29日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年細則第1号）

この細則は、平成26年1月6日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年細則第8号）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年細則第13号）

（施行期日）

- 1 この細則は，令和 7 年 4 月 15 日から施行し，令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 この細則の適用の日前に行われた公告その他の機構による契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る契約で，同日以降に締結されるものの契約書の作成の省略については，なお従前の例による。